

大分川・大野川水系流域治水協議会 規約（改正案）

（名称）

第1条 本協議会は、「大分川・大野川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大分川及び大野川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会等の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 大分川・大野川流域等で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧。復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

2 事務局は、大分市河川・みなと振興課、竹田市総務課、豊後大野市総務課、由布市防災危機管理課、大分県河川課、九州地方整備局大分河川国道事務所流域治水課で構成する。

(書面による決議)

第9条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- 一 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
- 二 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和 2年 9月11日から施行する。
本規約は、令和 3年 3月 1日から施行する。
本規約は、令和 4年 5月27日から施行する。
本規約は、令和 5年 5月26日から施行する。
本規約は、令和 6年 3月19日から施行する。
本規約は、令和 7年 ○月○○日から施行する。

別表－ 1

大分市長

竹田市長

豊後大野市長

由布市長

臼杵市長

大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 土木建築部 砂防課長

大分県 土木建築部 公園・生活排水課長

大分県 土木建築部 建築住宅課長

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課長

大分県 農林水産部 農地・農村整備課長

大分県 農林水産部 森林保全課長

大分県 農林水産部 森林整備室長

大分県 中部振興局 農林基盤部長

大分県 豊肥振興局 農林基盤部長

大分県 豊肥振興局 豊後大野水利耕地事務所長

大分県 大分土木事務所長

大分県 竹田土木事務所長

大分県 豊後大野土木事務所長

産山村長

高森町長

阿蘇市長

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長

熊本県 阿蘇地域振興局 土木部長

高千穂町長

宮崎県 県土整備部 河川課長

宮崎県 西臼杵支庁長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

林野庁 九州森林管理局 大分森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 大分水源林整備事務所長

気象庁 大分地方气象台長

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所長

別表－2

大分市	総務部	防災局長	
大分市	土木建築部長		
大分市	都市計画部長		
大分市	農林水産部長		
大分市	上下水道局	上下水道部長	
竹田市	総務課長		
竹田市	建設課長		
豊後大野市	総務課長		
豊後大野市	建設課長		
由布市	建設課長		
由布市	都市景観推進課長		
由布市	防災危機管理課長		
臼杵市	防災危機管理課長		
臼杵市	建設課長		
大分県	生活環境部	防災局	防災対策企画課 主幹
大分県	土木建築部	河川課	課長補佐
大分県	土木建築部	砂防課	主幹
大分県	土木建築部	公園・生活排水課	主幹
大分県	土木建築部	建築住宅課	参事
大分県	土木建築部	都市・まちづくり推進課	主幹
大分県	農林水産部	農地・農村整備課	課長補佐
大分県	農林水産部	森林保全課	参事
大分県	農林水産部	森林整備室	室長補佐
大分県	中部振興局	農林基盤部	課長補佐
大分県	豊肥振興局	農林基盤部	課長補佐
大分県	豊肥振興局	豊後大野水利耕地事務所	課長補佐
大分県	大分土木事務所	企画調査課長	
大分県	竹田土木事務所	次長兼建設・保全課長	
大分県	豊後大野土木事務所	企画調査課長	
産山村	総務課長		
産山村	経済建設課長		
高森町	総務課長		
高森町	建設課長		
阿蘇市	農政課長		
熊本県	土木部	河川港湾局	河川課 審議員
熊本県	阿蘇地域振興局	維持管理調整課長	
熊本県	阿蘇地域振興局	工務課長	
高千穂町	総務課長		
宮崎県	県土整備部	河川課	課長補佐

宮崎県 西臼杵支庁 土木課長

宮崎県 西臼杵支庁 農政水産課長

宮崎県 西臼杵支庁 林務課長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長

林野庁 九州森林管理局 大分森林管理署 地域林政調整官

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 大分水源林整備事務所 主幹

気象庁 大分地方気象台 防災管理官

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 副所長

大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（改正案）

（名称）

第1条 本協議会は、「大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、水防法第15条の9及び第15条の10に基づき、平成24年7月の九州北部豪雨及び平成27年9月の関東・東北豪雨等により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、国、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、大分川・大野川圏域における国及び県管理河川において洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会等の構成）

第4条 協議会に幹事会、洪水予報連絡会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 洪水予報連絡会は、別表3の職にある者をもって構成する。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

5 洪水予報連絡会の運営、進行及び招集はその規約による。

6 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、洪水時等における的確な水防活動を遂行のための調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

7 洪水予報連絡会は、洪水時に気象、水位、流量、被害予測等の迅速確実なる連絡を図ることを目的として、結果について協議会へ報告する。

8 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

2 事務局は、大分市河川・みなと振興課、竹田市総務課、豊後大野市総務課、由布市防災危機管理課、大分県河川課、大分地方気象台、九州地方整備局大分河川国道事務所流域治水課で構成する。

（書面による決議）

第9条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- 一 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
- 二 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成28年6月1日から施行する。

本規約は、平成29年6月1日から施行する。

本規約は、平成30年2月14日から施行する。

本規約は、平成30年6月1日から施行する。

本規約は、令和元年5月31日から施行する。

本規約は、令和3年5月28日から施行する。

本規約は、令和4年5月27日から施行する。

本規約は、令和5年5月26日から施行する。

本規約は、令和7年〇月〇〇日から施行する。

別表－ 1

大分市長

竹田市長

豊後大野市長

由布市長

臼杵市長

大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 土木建築部 公園・生活排水課長

大分県 農林水産部 農地・農村整備課長

大分県 大分土木事務所長

大分県 竹田土木事務所長

大分県 豊後大野土木事務所長

産山村長

高森町長

阿蘇市長

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長

熊本県 知事公室 危機管理防災課長

熊本県 阿蘇地域振興局 土木部長

気象庁 大分地方气象台長

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所長

別表－２

大分市 総務部 防災局長
大分市 農林水産部長
大分市 土木建築部長
大分市 上下水道部長
竹田市 総務課長
竹田市 建設課長
豊後大野市 総務課長
豊後大野市 建設課長
由布市 建設課長
由布市 防災危機管理課長
臼杵市 防災危機管理課長
臼杵市 建設課長
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課 主幹
大分県 農林水産部 農地・農村整備課 課長補佐
大分県 土木建築部 河川課 課長補佐
大分県 土木建築部 公園・生活排水課 主幹
大分県 大分土木事務所 企画調査課長
大分県 竹田土木事務所 ~~次長兼~~建設・保全課長
大分県 豊後大野土木事務所 企画調査課長
産山村 総務課長
産山村 経済建設課長
高森町 総務課長
高森町 建設課長
阿蘇市 農政課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課 課長補佐
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課 審議員
熊本県 阿蘇地域振興局 維持管理調整課長
熊本県 阿蘇地域振興局 工務課長
気象庁 大分地方气象台 防災管理官
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 副所長

別表－ 3

国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所長

気象庁 大分地方気象台長

大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 警察本部 警備運用課長

大分県 大分土木事務所長

大分市 土木建築部長

大分市 総務部 総務部審議監兼防災局長

由布市 防災危機管理課長

陸上自衛隊 第 4 1 普通科連 第 2 科長

株式会社大分放送 報道局 報道部長

株式会社テレビ大分 コンテンツプロデュース局 報道制作部長

大分朝日放送株式会社 ニュース情報センター ニュースエディター

日本放送協会 大分放送局 コンテンツセンター ニューデスク

西日本電信電話株式会社 大分支店 設備部長

九州旅客鉄道株式会社 大分支社長

九州電力株式会社 大分支店長